明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務四六）　一
○厚生年金保険法施行規則及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一三四）　二
○小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（経済産業七三）　三
○二千二十五年日本国際博覧会協賛のための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例等に関する省令（同七四）　四
〔告　示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学一二三）　五
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同一二四）　七
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四七四）　九
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四七五）　一〇
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業一六八）　一二
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通一〇〇七）　二〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一〇〇八）　二三
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一〇〇九）　二四
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示（同一〇一〇）　二五
○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号チの規定に基づく書類を定める件の一部を改正する件（同一〇一一）　二七
○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を変更する件（観光庁一四）　二七
○排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件（環境七五）　二七
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二二年四～六月期）（内閣府）　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消、令和三事業年度全国健康保険協会の財務諸表関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　一三

省令

○財務省令第四十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第三十四項及び第四十一条の四第五項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十二項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十二日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十一第八項中「若しくは第三項ただし書」を「又は第三項ただし書」に改め、同項第二号ロ中「書類」の下に「（当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には、同項第一号に掲げる書類）」を加え、同項第三号ハ(1)(i)中「書類」の下に「（当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には、同項第一号に掲げる書類）」を加え、同項第三号ロ中「書類」の下に「（当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には、同項第一号に掲げる書類）」を加え、同項第三号ハ(1)(i)中「書類」の下に「（当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十条第二号ロに掲げる住宅に該当する家屋である場合には、同項第一号に掲げる書類）」を加え、同条第十三項第一号中「平成二十年法律第八十七号）」を削り、同条第十五項中「及びその者のその居住の用に供する家屋に係る当該特定建築物の住戸の部分」を削り、同条第二十四項及び第二十五項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第十九条の十一の二第二項第四号中「第十九条の十一の四第一項第三号ロ」を「第十九条の十一の四第一項第四号ロ」に改める。

第十九条の十一の四第一項第一号中「又は同条第十項第二号に規定する低炭素建築物（第三項第二号において「低炭素建築物」という。）に該当する家屋　次に掲げる者

イ　前号イからハまでに掲げる者

ロ　当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十四号

厚生年金保険法施行規則及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第十九条の十一の四第一項第三号ロ」を「第十九条の十一の四第一項第四号ロ」に改める。

第二条第一項第一号中「第十九条の十一の四第一項第三号ロ」を「第十九条の十一の四第一項第四号ロ」に改める。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十五号

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十一の二第二項第四号中「第十九条の十一の四第一項第三号ロ」を「第十九条の十一の四第一項第四号ロ」に改める。

第十九条の十一の四第一項第一号中「又は同条第十項第二号に規定する低炭素建築物（第三項第二号において「低炭素建築物」という。）に該当する家屋　次に掲げる者

イ　前号イからハまでに掲げる者

ロ　当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。